

学校給食の無償化を求める意見書の提出について

別紙、意見書を関係方面に提出されたく、会議規則第 1 3 条第 1 項の規定により提出する。

令和 4 年 6 月 2 8 日

伊丹市議会議長
加藤 光博 様

提 出 者

伊丹市議会議員 新政会 戸田 龍起

伊丹市議会議員 公明党 竹村 和人

伊丹市議会議員 フォーラム伊丹 保田 憲司

伊丹市議会議員 創政会 佐藤 良憲

伊丹市議会議員 日本共産党伊丹市議会議員団 上原 秀樹

伊丹市議会議員 伊丹維新・無所属の会 齊藤 真治

伊丹市議会議員 小西 彦治

学校給食法第 2 条に定める学校給食の目標の達成に向け、学校では給食を通じた食育が行われてきた。その意義は大きく、教科学習とともに学校教育の大きな柱となっている。

義務教育は、これを無償とすると定めた日本国憲法第 2 6 条第 2 項や教育基本法第 4 条第 2 項により、授業料を徴収しないこととされている。当初は自己負担が求められていた教科書についても、教科書無償措置法等により無償化された。食育という教育を行うのに必要不可欠である学校給食費についても、義務教育段階においては教科書と同様に無償化することが必要である。コロナ禍で経済的に苦しい状況にある保護者も多く、現在こそ無償化が切に求められる状況である。

よって、国におかれては、地方自治体への支援も含め、学校給食無償化を迅速に実施するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 6 月 2 8 日

伊 丹 市 議 会

（提 出 先）

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣